

質問書

佃島小学校PTA
暫定会長 真部 温美様

平成18年5月22日
佃島小学校児童保護者
公認会計士 中澤省一郎

5月12日に開催された佃島小学校平成17年度PTA総会での出来事に関して、職業専門家として、いくつかの疑問点があります。一昨日(5月20日)に貴殿の予定に合わせて設定した話し合いの場は、結局、暫定役員は一人も参加いたしませんでしたので、20日に質問したかった事項をまとめましたので、以下、質問にお答えください。(確認事項2以下は、一会員としても疑問であります。)5月25日までにご回答ください。なお、本質問状は、貴殿が、今後は、中央区の教育委員会が立ち会わなければ話し合いに応じないと表明したことから、今後の話し合いをスムーズに行うために、学校及び中央区教育委員会、東京都教育委員会にも送付いたしております。

[確認事項1]

貴殿は、平成17年度PTA会長として、平成18年度PTA総会資料として「平成17年度PTA総会式次第(視聴覚室)」として、「役員承認」を議案として記載し、採決の際に、役員承認議案に反対に起立しているのを、その場で確認しております。

相違ありません 相違あります。
相違ある場合には、どこが相違しているかどうぞ記入ください。

以下、質問いたします。

- (1) 平成18年度PTA総会資料には、平成18年度役員・委員名簿が掲載されており、これは、平成18年4月19日に開催された、運営委員会での決議の結果、承認されたので、総会資料に貴殿の責任において掲載されていると考えられるが、この私に見解に対して、同意するか？
同意しない場合には、その理由もお書きください。

同意する 同意しない
同意しない場合の理由

- (2) 貴殿の考えでは反対である議案が運営委員会で承認されるのであれば、PTA総会に上程しないか、若しくは、辞任して、貴殿以外の者の賛成する者が上程しなければならないと思うが、この見解について、どのように考えるか？

- (3) 一会員としては議案に反対する権利を有しているのは当然であるが、自ら上程した議案に対して反対する場合には、投票前に自ら辞任して、反対票を投じる必要があると考えるが、どうして、辞任せずに、反対票を投じたのか？

- (4) 貴殿は、自ら平成18年度役員承認議案をPTA総会に上程したうえで、辞任もせずに、自ら上程した議案に対して反対票を投じる行為は、自己否定であり、社会正義に反する行為であると考えられるが、ご自分のとった行動をどのように考えているのかお聞かせください？

(5) 一方、貴殿は、5月17日付けの「平成18年度PTA総会報告」(後に訂正されたもの)において、役員承認議案が「否決」されたと書いています。否決するには、会則第42条により、会議の出席者の過半数の賛成がなかったことが必要です。賛成は42票ですから、議決権を有する出席者は、83名以下の場合には、可決され承認されています。反対者は45名でしたので、主席者が91名以上の場合には、否決もされていないこととなります。総会開始時の出席者は79名でしたが、役員承認議案の議決時の出席者は全く宣言されていません。いったい、何人の方が出席していたのでしょうか。貴殿は、顧問相談役も投票に参加させていたので、顧問相談役の数も、ここではカウントして下さい。

出席者の数

学年等	委任状	本人出席		
		開始時	役員承認議決時	投票結果
1年				
2年				
3年				
4年				
5年				
6年				
旧6年				
教員				
顧問・相談役				
賛成者				42
反対者				45
棄権				
合計		79		
内、議決権を有しないもの				賛成 反対 計
差引				賛成 反対 計

[確認事項 2]

貴殿は、役員承認議案の審議の際に、~~〇〇~~氏よりの質問時に「社会的地位のある方からの推薦状がでたので、政治的・宗教的圧力があつたと感じ、同等の地位にある区議に相談するために、口外した」と言う主旨の回答をしており、選出委員（教員代表の選出委員も含む）は誰も、政治的・宗教的圧力は感じなかったと回答しているのを、私は、PTA総会の場で確認しております。

相違ありません 相違あります。
相違ある場合には、どこが相違しているかどうかご記入ください。

以下、質問いたします。

- (6) 貴殿が、政治的・宗教的圧力を感じたかどうかは、他の人は誰もうかがい知れないことですが、貴殿が、政治的・宗教的圧力を感じても、役員を選出するのは、貴殿及び選出委員ですので、選出委員にその旨を伝えなければ、伝わりませんが、どうして、選出委員に対して、政治的・宗教的圧力を感じていると伝えなかったのですか？

理由

- (7) 選出委員会のみならず、運営委員会でも政治的・宗教的圧力を感じたという発言はなかったと思いますが、旧役員が大勢いる運営委員会でも言わなかった理由はなんですか？

理由

- (8) 貴殿は、会長候補に内定していたからこそ、会則17条により、選出委員と共に、推薦状を開封しています。内定していたにも係わらず、推薦書一枚で政治的・宗教的圧力と感じたのでしょうか？

(9) 貴殿は「同等の地位にある区議」に相談したのは、同等の地位である区議であることは、推定されますが、政治家でありますので、「政治的」圧力を感じることはあるかもしれないと思いますが、「宗教的」圧力を感じることはないと思います。宗教的圧力を感じる場合は、多くの場合は双方が、少なくとも一方が、特定の宗教の相当程度信心深い信者でないと、感じないと思うのですが、この私の考えに同意しますか？同意しない場合は、どのような場合に宗教的圧力を感じるのかお教えてください。

同意する 同意しない
同意しない場合「宗教的圧力を感じる場合」

以下、何かございましたらご記入ください。